

女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況のフォローアップ結果について

平成31年1月11日(金)

内閣府

1. 取組の概要



- えるばし認定等を取得しているワーク・ライフ・バランス等推進企業について、**国及び独立行政法人等の調達（総合評価落札方式等）において、加点評価。**
- 地方公共団体は、国に準じた施策を実施（努力義務）。

2. 取組開始時期

- 国は原則として平成28年度中に取組開始。
- 独立行政法人等は平成29年度から原則全面实施。

3. 平成29年度の取組状況

(1) 国及び独立行政法人等
女性活躍推進法の施行（平成28年4月1日）以降、取組が格段に進捗している。

() は、取組対象調達全体に対する取組実施済調達の割合

		平成26年度	平成28年度	平成29年度
国	金額	10億円	6,200億円 (14.5%)	9,300億円 (24.3%)
	件数	36件	8,500件 (19.5%)	8,400件 (24.2%)
独立行政法人等(注)	金額	—	—	3,900億円 (34.3%)
	件数	—	—	4,800件 (48.3%)
計	金額	10億円	6,200億円	1兆3,200億円
	件数	36件	8,500件	1万3,200件

女性活躍推進法に基づく新たな取組を開始

(注) 独立行政法人等については、平成26年度及び平成28年度の取組状況を把握していない。

(2) 地方公共団体

○ 国に準じた施策の実施状況 【平成30年7月1日時点】

実施済 11団体

都道府県3団体（秋田県、東京都、香川県）

政令指定都市8市（横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市）

検討中及び今後検討予定 11団体

都道府県9団体（岩手県、栃木県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、福岡県、宮崎県）

政令指定都市2市（相模原市、熊本市）

(参考 根拠法)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。